

受理年月日		この枠内は記載しない。		受理番号		この枠内は記載しない。		
<p>深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第33条第1項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: right;">(和暦) 年 月 日</p> <p>公安委員会殿</p> <p style="text-align: center;">届出者の氏名又は名称及び住所                  京都府 市××町3番地3                  京都 太郎 印</p>								
(ふりがな) 氏名又は名称		きょうと たらう 京都 太郎						
住 所		〒( ) 京都府 市××町2番地2		正式な番地表記で記載する (例 : 1番地1 × : 1 - 1)				
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名		-----						
(ふりがな) 営業所の名称		らうんじこうあつ ラウンジ甲乙						
営業所の所在地		〒( ) 京都市 町1番地1		( ) 局 番				
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造		鉄筋コンクリート造地上3階建て					
	建物内の営業所の位置		3階の一部					
	客室数		1 室		営業所の床面積		44.0 m <sup>2</sup>	
	客室の総面積		23.3 m <sup>2</sup>		各客室の床面積		23.3 m <sup>2</sup> / m <sup>2</sup>	
	照明設備		客室の天井に40ワットの蛍光灯を6基取り付ける。調理場の天井に60ワットの蛍光灯を3基取り付ける。(位置等については、別紙に記載のとおり。)					
	音響設備		社製のカラオケ装置1台(商品名 、据え置き式、アンプ最大出力 ワット、フロア-型スピーカー2基)を設置する。(位置等については別紙に記載のとおり。)					
	防音設備		営業所の全ての壁に厚さ10cmのグラスウールの防音材を入れる。また営業所出入口にある壁面の窓ガラスを二重サッシ(サッシの間隔は8cm)にする。(位置等については別紙に記載のとおり。)					
その他		営業所の出入口は1箇所のみである。						

営 業 の 方 法	
営業所の名称	ラウンジ甲乙
営業所の所在地	京都市 町1番地1 ビル3階
営業時間	午前 5時 00分から 午後 3時 00分まで
18歳未満の者を従業者として使用すること	<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
	の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を客として立ち入らせること	<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
	の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
飲食物（酒類を除く。）の提供	<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
	の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 焼き鳥、おでん、煮物等を客の注文に応じて調理し、提供する。 （詳細は、別添メニュー表のとおり。）
酒類の提供	提供する酒類の種類及び提供の方法 提供する酒類は、ビール、ウイスキー、焼酎、日本酒等。（詳細は、別添メニュー表のとおり。）提供方法は客の求めに応じ、各テーブルに提供する。
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 20歳未満の者であると思われる場合は、必ず、年齢確認を行い、20歳未満の者へは、酒類を提供しない。
客に遊興をさせる場合はその内容	遊興の内容
	させない。
時間帯	<del>午前 時 分から 午後 時 分まで</del>
当該営業所において他の営業を兼業すること	<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
	の場合：当該兼業する営業の内容